

水質検査結果報告書

第 25L023623 号

令和7年8月15日

水道法20条 第3項国土交通大臣及び環境大臣登録機関第224号
建築物飲料水水質検査業登録横浜市R5水第13号
建築物飲料水水質検査業登録東京都5水第87号
建築物飲料水水質検査業登録群馬県6水第1号
建築物飲料水水質検査業登録山梨県7水第10号
株式会社 総合環境分析
本社 神奈川県横浜市緑区鳴尾1-13-2
電話045-49-29-0033
東京技術センター 東京都町田市忠生3-5-4
電話042-792-4474
北関東支社 群馬県邑楽郡邑楽町中野127-6
電話0276-89-0745
甲信分析センター 山梨県南アルプス市小笠原6
電話055-283-6155

中井町長 戸村 裕司

様

依頼者	中井町		
試料名称等	井ノ口水源水系 井ノ口水源(浅井戸)・井ノ口水源(深井戸)		
採取場所	遠藤原自治会館		
受託年月日	令和7年8月5日	種別	浄水
採取年月日	令和7年8月5日	時間	11:25
試験年月日	令和7年8月5日 ~ 令和7年8月15日		
採取者	中井町		
遊離残留塩素	0.40	mg/l	

水質検査部門管理者 原元 綾香

原元

No.	項目	単位	検査値	定量下限値	基準値	検査方法
1	一般細菌	個/ml	0	0	100	平15.厚生労働省告示第261号別表第1
2	大腸菌	(100ml中)	不検出(陰性)	—	検出されないこと	平15.厚生労働省告示第261号別表第2
3	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/l	0.001未満	0.001	0.01	平15.厚生労働省告示第261号別表第12
4	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/l	3.44	0.02	10	平15.厚生労働省告示第261号別表第13
5	シス-1,2-シクロクロエチレン及びトランス-1,2-シクロクロエチレン	mg/l	0.0002未満	0.0002	0.04	平15.厚生労働省告示第261号別表第14
6	テトラクロロエチレン	mg/l	0.0002未満	0.0002	0.01	平15.厚生労働省告示第261号別表第14
7	トリクロロエチレン	mg/l	0.0002未満	0.0002	0.01	平15.厚生労働省告示第261号別表第14
8	塩素酸	mg/l	0.06未満	0.06	0.6	平15.厚生労働省告示第261号別表第13
9	クロロ酢酸	mg/l	0.002未満	0.002	0.02	平15.厚生労働省告示第261号別表第17の2
10	クロロホルム	mg/l	0.001未満	0.001	0.06	平15.厚生労働省告示第261号別表第14
11	ジクロロ酢酸	mg/l	0.003未満	0.003	0.03	平15.厚生労働省告示第261号別表第17の2
12	ジブロモクロロメタン	mg/l	0.001未満	0.001	0.1	平15.厚生労働省告示第261号別表第14
13	臭素酸	mg/l	0.001未満	0.001	0.01	平15.厚生労働省告示第261号別表第18
14	総トリハロメタン	mg/l	0.001未満	0.001	0.1	平15.厚生労働省告示第261号別表第14
15	トリクロロ酢酸	mg/l	0.003未満	0.003	0.03	平15.厚生労働省告示第261号別表第17の2
16	ブロモジクロロメタン	mg/l	0.001未満	0.001	0.03	平15.厚生労働省告示第261号別表第14
17	ブロモホルム	mg/l	0.001未満	0.001	0.09	平15.厚生労働省告示第261号別表第14
18	ホルムアルデヒド	mg/l	0.008未満	0.008	0.08	平15.厚生労働省告示第261号別表第19の2
19	塩化物イオン	mg/l	7.7	0.2	200	平15.厚生労働省告示第261号別表第13
20	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/l	106	10	300	平15.厚生労働省告示第261号別表第22
21	蒸発残留物	mg/l	183	20	500	平15.厚生労働省告示第261号別表第23
22	非イオン界面活性剤	mg/l	0.002未満	0.002	0.02	平15.厚生労働省告示第261号別表第28の2
23	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/l	0.2未満	0.2	3	平15.厚生労働省告示第261号別表第30
24	pH値	—	7.8(23.2℃)	—	5.8~8.6	平15.厚生労働省告示第261号別表第31
25	味	—	異常なし	—	異常でないこと	平15.厚生労働省告示第261号別表第33
26	臭	気	異常なし	—	異常でないこと	平15.厚生労働省告示第261号別表第34
27	色	度	0.5未満	0.5	5	平15.厚生労働省告示第261号別表第36
28	濁	度	0.1未満	0.1	2	平15.厚生労働省告示第261号別表第41

判定 上記の検査項目につきましては、水道法水質基準に適合します。

備考 天候:晴れ 気温:37.0℃ 水温:24.0℃